人事院規則一五―一五―一三

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　女子の非常勤職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

基幹統計である社会教育調査の名称を社会教育統計に変更する。

○法務省告示第百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

ミートフーズサービス株式会社	大阪府摂津市鳥飼西三丁目十一番四号
株式会社崎山工業	千葉県船橋市栄町一丁目十一番一号
Ｗｉｎｇ　Ｔｈｅ　Ｔｏｐ株式会社	東京都練馬区大泉学園町八丁目五番十四号

食肉加工	
コンクリート圧送施工	
防水施工	

第二号ロの表に次のように加える。

東洋リネンサプライ株式会社	東京都江東区南砂五丁目十六番五号
有限会社グローバル建設	埼玉県桶川市倉田三百五番地の一
株式会社Ｄｉｖａ	埼玉県鶴ヶ島市脚折町四―十五―十五
本山建設株式会社	東京都足立区谷中五丁目四番一号

クリーニング	
建築大工	
防水施工	
配管	

○総務省告示第百六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第十一号により宇都宮市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

栃木県第一区

○総務省告示第百七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第十一号により下野市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

栃木県第四区

○総務省告示第百八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第十二号により宇都宮市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

栃木県第一区

○法務省告示第百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

扶桑工機株式会社	三重県桑名市大字増田五百番地

仕上げ	

○法務省告示第百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

東京都足立区谷中五丁目四番一号	配管

○厚生労働省告示第百十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二十一条の次に次の一条を加える。

（足場の組立て等の業務に係る特別教育）

第二十二条　安衛則第三十六条第三十九号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図　足場の組立て、解体及び変更の作業の方法　点検及び補修　登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	三時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い　器具及び工具　悪天候時における作業の方法	○・五時間
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備　落下物による危険防止のための措置　保護具の使用方法及び保守点検の方法　感電防止のための措置　その他作業に伴う災害及びその防止方法	一・五時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間